

(前文) 新城市地域産業総合振興条例案

経過(5/13→7/8)	経過(7/8)	経過(7/17)
<p>(5/13) 厳しい経済状況や社会情勢の変化の中で、地域産業の振興が、人口定住や地域の活性化に果たす役割は非常に重要になってきています。 地域産業の振興が、本市の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するためにこの条例を制定します。 (7/8) ↓ ・A班グループ討議 ポイント 選択した言葉 「地域産業の振興は、市の発展に欠かせない」 『選ばれる田舎』『地域内で資金が循環する仕組み』 「地域を未来につなぐ」 時代に対応した地域自治区制度 「地域愛」 発展 ⇒ 暮らしやすく、住みやすい 持続可能なまちづくり 選択しない言葉 (NGワード) 厳しい経済状況 = 経済状況にかかわらず 災害の少ない 消極的で偶々起きていないだけ</p> <p>・B班グループ討議 ポイント 前文は、柔らかい書き出しで、「精神性」に訴えるもの 地域産業の定義必要 「定住、若者、女性」 骨子・スローガンとしてふさわしい、もの 前文の具現化 ⇒ 基本方針 思い入れ、目指すもの</p>	<p>(A班) わたくしたちは、美しい自然と伝統文化に誇りをもち、地域愛を大切に育む新城市の市民です。私たちが住みたい／住み続けたい／暮らしやすいと感じる地域にするには地域産業の振興が非常に重要です。 地域産業の振興が本市の発展に欠かせないものである事の理解を地域で共有し、地域経済の循環を図ること 地域を未来へつなぐ為、この条例を制定します。</p> <p>(B班) 新城市は、豊かな自然と歴史に恵まれ、様々な産業(農・林・観・商・工・医・福・金)が発展を遂げてきました。 本市は、地域自治区制度により市民自らが参加し、女性、若者の意見を活かし、それぞれの地域の魅力を引き出します。持続可能な「健康な明るい」まちづくりを進め、地域産業の振興を図ることにより、健康な明るい、暮らしやすく、発展するまちを実現するためにこの条例を制定します。 「三遠南信地域」の中で、発展を続けています。地域産業の振興が、人口定住や地域の活性化に果たす役割は非常に重要になってきています。地域産業の振興が、本市の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、</p>	<p>(A班) わたくしたちは、美しい自然と伝統文化に誇りをもち、地域愛を大切に育みます。 わたくしたちは、この地域に住みたい、住み続けたい、暮らしたいと感じる地域にするには、地域産業の振興が非常に重要です。 地域産業の振興が本市の発展に欠かせないものである事の理解を地域で共有し、地域経済の循環を図り、この地域を未来へつなぐため、この条例を制定します。</p> <p>(B班) 新城市は、豊かな自然と歴史に恵まれ、三遠南信地域の中で様々な産業が発展を遂げてきました。持続可能な健康で明るい、暮らしやすく、発展するまちづくりを進める中で、地域産業振興の果たす役割は非常に重要になってきています。 地域産業の振興が、本市の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、発展するまちを実現するためにこの条例を制定します。</p>

(前文)

新城市地域産業総合振興条例（案）

試案(7/22)

最終案



新城市は、豊かな自然と歴史に恵まれ、東三河、遠州並びに南信州からなる三遠南信地域の人的交流の要所として発展し、多様な産業を育ててきました。

こうした産業は、日本経済の成長とともに発展し、本市に暮らし、就業の機会を求める市民に対して、多様な雇用の機会を提供するとともに、所得をもたらし、消費を通じて安定した地域経済の発展に貢献してきました。

産業の発展は、地域経済の発展を通じ、個性あふれる固有の産業文化や伝統技術を育み、今日に伝えています。

少子高齢化が加速する今日、本市が魅力と可能性のあふれる都市として存在感を高め、市民が求める多様な行政サービスを供給できる自立した都市であり続けるためには、高齢者や既存の事業所の活動に依存したり、企業誘致に過度な期待を抱くだけでは困難であると思われま

す。未来の新城市を展望するためには、若者や女性が能力を発揮できる機会を地域で備え、産学金官労が内発的、総合的、持続的にきめ細かな支援を図る体制を今こそ構築することが重要であるといえます。

そこで、本市では、多彩な能力を持つ市民が市内で活躍でき、かつ三遠南信地域や大都市の多様な消費者、事業所等と緊密な交流連携を図りながら、魅力にあふれる地域経済を築いていくことを目的とし、ここに、この条例を制定します。

(目的) 新城市地域産業総合振興条例案

経過(5/13→7/17)

試案(7/22)

最終案



(5/13)

産業振興に関して基本的な事項を定めることにより、地域産業を強くして暮らしを立てられるまちをつくります。

(7/08)グループ討議(なし)

(7/17)

<策定ポイント>

市民・事業者・市の協働

「当事者意識」によるまちづくり

産業自治をおこす

行政区等 地域自治区も想定

地域産業の定義(事務局案 作成)

市民の人材雇用、消費生活、技能・知識の学習、投資・貯蓄の場であり、納税等による行政サービスを受け、さらに食糧生産、住宅供給、再生可能エネルギー生産など、産業の生産・消費・分配により自己実現と市の産業自治に深くかかわる事業規模にかかわらず、事業者等が営む活動

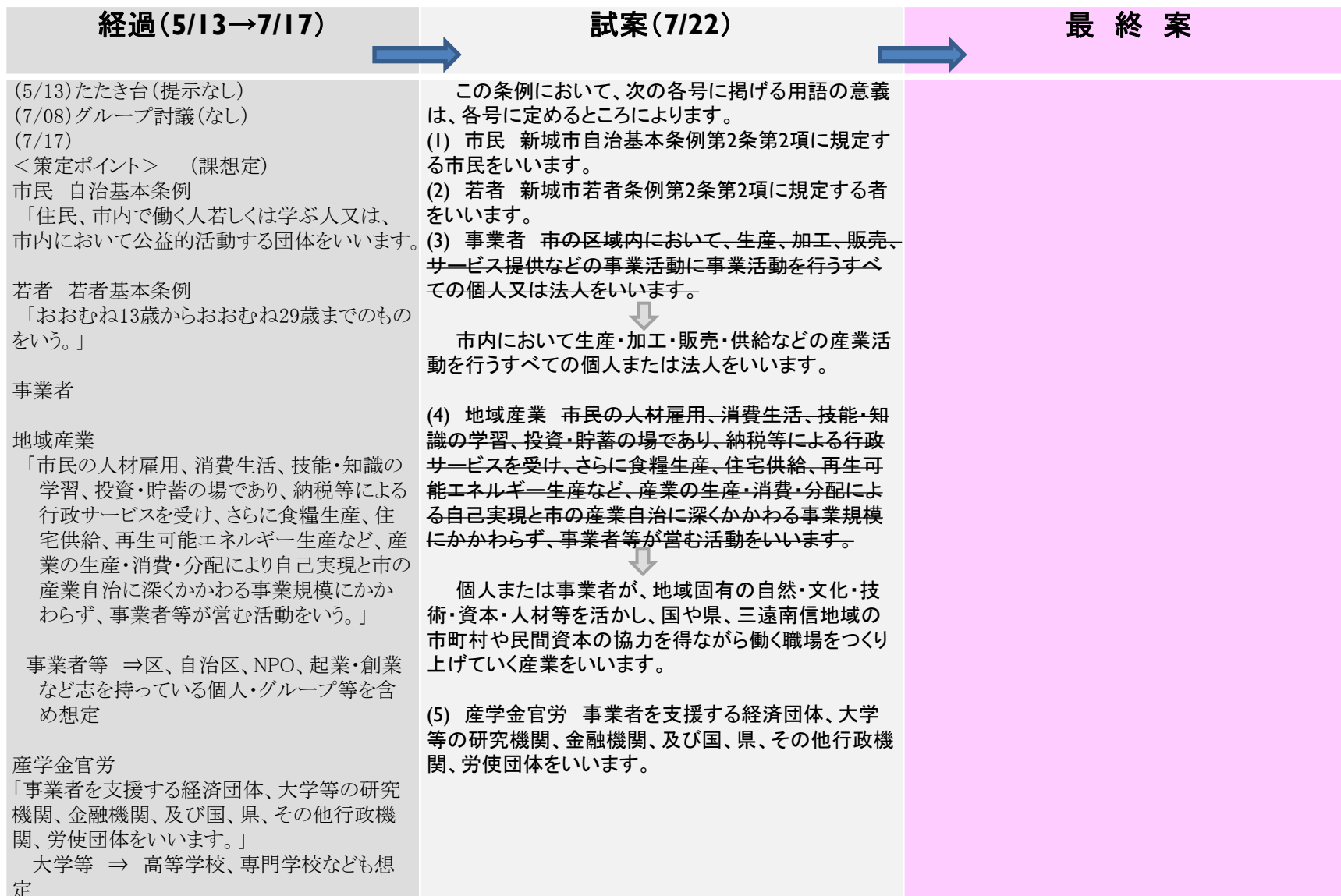


(委員長へ提案)

この条例は、産業振興に関して基本的な事項を定め、市民、事業者、市、行政区等の協働により、地域産業を強くして暮らしを立てられるまちづくりを推進することを目的とします。

この条例は、新城市の産業振興に関して基本的な事項を定め、市民、事業者、市、行政区等が協働し、本市の文化・技術・資本・人材等を活かし、持続可能な地域経済をつくることを目的とします。

(定義) 新城市地域産業総合振興条例案



(市長の責務) 新城市地域産業総合振興条例案

経過(5/13→7/17)

(5/13)
市長は、地域産業の振興の方向性を示さなければなりません。
市長は、市内各種団体が行う地域産業の振興を推進する活動を支援するために、産学金官と連携し、あらゆる施策を講じなければなりません。
市長は、必要に応じて、国、県その他行政機関が推進する地域産業の振興策の拡充と改善を求めなければなりません。
市長は、周辺市町村と密接に連携し、地域産業の振興を推進しなければなりません。
(7/08)グループ討議(なし)
(7/17)
<策定ポイント>
行政の役割明記
企業振興の指針づくり ⇒ 基本方針でビジョン明記
施策推進(連携と全面的推進)

「市長の責務」の表現は、「～でなければならない。」
市長の責務 ⇒ 基本方針に具体的な施策を明記

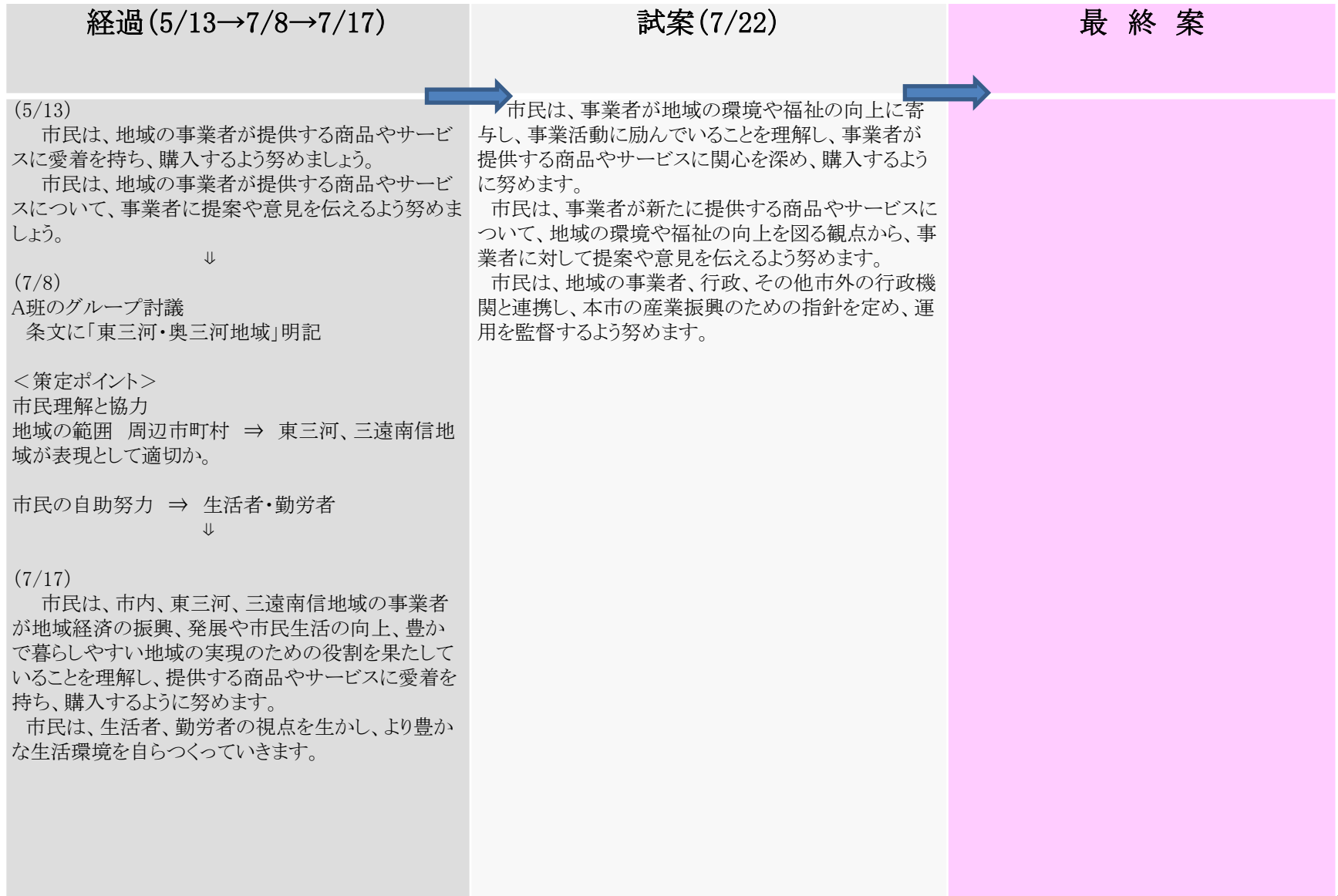
試案(7/22)

市長は、地域産業関係団体と密接に連携し、産業振興のための指針を定めなければならない。
市長は、市民、事業者、市内各種団体が行う地域産業の振興を推進する活動を支援するために、産学金官労と連携し、あらゆる施策を講じなければならない。

最終案



(市民の役割 →市民の理解と協力) 新城市地域産業総合振興条例案



(事業者の役割) 新城市地域産業総合振興条例案

経過(5/13→7/17)

(5/13)

事業者は、生活環境や自然環境に配慮して事業活動を行うよう努めましょう。
事業者は、市民の声を積極的に商品やサービスに反映させ、地域のブランドとして育てよう努めましょう。
事業者は、地域の活動に積極的に参加するよう努めましょう。
事業者は、地元の商店会や経済団体に加入し、それらの団体の活動に積極的に参加するよう努めましょう。

(7/8) 討議なし

(委員意見⇒修正)

指摘は、「市民の声を積極的に商品やサービスに反映させ、地域のブランドとして育てる」は実現不可能と考える企業があり、企業のブランド＝地域ブランドではありません。

⇒ 県施策:愛知ブランド企業

県内製造業の実力をさらにアピールし、愛知のものづくりを世界のブランドとするために、明確なコア・コンピタンス(独自の競争力)が確立されている企業を「愛知ブランド」として認定

「地元の商店会や経済団体に加入し、それらの団体の活動に積極的に参加」は本社方針による場合もあり、必ずしも実現できません。

⇒ 「事業者の役割」の中で単体の企業・個人では課題解決できない場合があり、そうした場合の異業種連携などの横のつながりを必要となります。ここ具体的な「商店会や経済団体」の表記を変更します。

<策定ポイント>

新たに経営基盤強化の記述を設けた。自助の精神にのっとり、経営基盤の改善と強化、従業員の福利厚生に努める。

(7/17)

事業者は、生活環境や自然環境に配慮して事業活動を行うよう努めることとする。

事業者は、自助の精神にのっとり、経営基盤の改善と強化、従業員の福利厚生に努めることとする。

事業者は、地域経済の振興発展に貢献するように努めることとする。

事業者は、多様な連携を図りながら、地域の活動に積極的に参加するよう努めることとする。

試案(7/22)

事業者は、自助の精神にのっとり、経営基盤の改善と強化、従業員の福利厚生に努めることとする。

事業者は、地域の自然環境や歴史文化を活かし、事業活動を通じて市民の雇用と地域社会の安定に貢献するよう努めることとする。

事業者は、市民や行政、市外の公的団体と多様な連携を図り、地域福祉の向上に貢献するよう努めることとする。

最終案

(基本的方向) 新都市地域産業総合振興条例案

経過 (5/13→7/8)	経過 (7/17)	試案 (7/22)
<p>(5/13) 他都市にはない特性を養い、地域における生活を支える拠点としても、多様な主体による地域産業の活性化を促します。 外部資本や企業誘致に頼るだけではなく、商工業、農林業、観光業、医療・福祉事業、建設業、金融業等を展開する地元事業者の力を高め、雇用を生み、地域の中でお金がまわる仕組みを充実させます。 多彩な施策を動員して、住み続けたくなり、住みなくなるようなまちづくりを推進します。 若者に目を向けた施策や魅力ある居住のための支援、雇用の場づくりなどを積極的に推進します。 雇用の創出、地域活性化に向けた協働体制の整備など、地域産業の総合的な振興を推進します。 地域自治区などの地域でできること、地域がお互いに連携できること、地域と市民グループや事業者が連携してできることを支援します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(7/8) A班グループ討議 雇用・協力・女性、若者の3つの柱 他都市にない ⇒ 新都市にしかないの表記 若者に目を向けた ⇒ 将来に目を向けた 視点に立った 業種の明記はしない。 理念 ⇒ 基本方針 ⇒ 条文 ⇒ リンク ⇒ ビジョン</p> <p><策定ポイント> 地域資源を活用する起業・創業や新技術・新事業開発の支援 人材育成、担い手づくりの育成 経営基盤強化 産業基盤整備 中小企業の組織化の促進</p>	<p>多様な主体による地域産業の活性化を促します。 市内、東三河、三遠南信の地域資源を活用する起業・創業や新技術・新事業開発の支援に努めます。 技術、技能の向上を始めとする人材の育成、担い手づくりの促進に努めます。 市内事業者の経営能力を高め、雇用を生み、地域の中でお金がまわる仕組みを充実させます。</p> <p>多様な主体による地域産業の活性化 ⇒女性・若者・地域 ⇒連携促進(将来像を語る) 横のつながり(異業種) ⇒集団化 ⇒UIターン・地域おこし協力</p> <p>雇用を生み、地域内循環の構築 ⇒地域金融 ⇒起業の支援 ⇒新事業の創出 ⇒中小企業の支援 ⇒持続的発展</p> <p>人材育成 ⇒後継者・事業継承 ⇒魅力ある地域への挑戦 ⇒生活者・消費者の支援</p> <p>中小企業支援 ⇒自助を基本とした長期的な成長支援</p>	<p>この条例の目的を達成するため、本市では市民・事業者・行政が協働し、地域資源の価値を学び、地域産業振興の仕組みを総合的に強化し、市内での消費・投資・取引等を通じて地域内で資本とその循環を促し、地域経済が持続的に発展するよう、各号により支援していくよう努めることとする。</p> <p>(1)市内及び三遠南信地域の豊かな地域資源を発掘・活用し、起業・創業とともに新技術・新事業の開発等に努める事業者を継続的、総合的に支援します。</p> <p>(2)市内外の若者が、市内で起業・創業等に取り組む上で必要な支援を、人材・資金・情報など総合的な側面から支援するよう努めます。</p> <p>(3)出産・子育てとの両立をめざす女性等が、市内で起業・創業等に取り組む上で必要な支援を、人材・資金・情報など総合的な側面から支援するよう努めます。</p> <p>(4)起業・創業した市民及び経営能力の向上に努める事業者が、地域資源を活かし新技術・新事業の開発に取り組もうとする場合、市内、三遠南信地域および大都市の消費者、事業者等との交流・連携を図ることを総合的に支援します。</p> <p>(5)地域自治区の市民が地域協議会の理解と協力を得てコミュニティ・ビジネスを起業・創業するとともに新技術・新事業の開発等に努め、地域社会の自立を図ろうとする際に、人材・資金・情報など総合的な側面から支援するよう努めます。</p> <p>(6)南海トラフを震源とする東海地震等を想定し、地震災害等から被災者の命を守り、生活再建や事業所再建等に貢献していける産業を起業・創業しようとする際に、人材・資金・情報など総合的な側面から支援するよう努めます。</p>

(基本的方向) 新城市地域産業総合振興条例案

最 終 案



(議会の責務) 新城市地域産業総合振興条例案

経過 (5/13→7/17)	試案 (7/22)	最終案
<p>(5/13) 議会は、ビジョンの推進に向けて、協力しなければなりません。 議会は、ビジョンの推進に関する次に掲げる事項について、市長が責務を果たしているか見守り、助言を与えなければなりません。</p> <p>(1) 市長が行わなければならない施策と事業 (2) ビジョン推進に当たって必要な組織の編成と財政上の措置</p> <p>議員は、地域産業の振興の必要性を理解し、ビジョンの推進に関する提案や提言を行なうよう努めなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">⇓</p> <p>(7/8) グループ討議 (なし)</p> <p style="text-align: center;">⇓</p> <p>(7/17) <策定ポイント> 「議会の責務」の表現は、「～でなければならない。」 議会の構成員としての議員であるので、重複しているのではないか。 市としての条例であり、議会に含まれているのではないか。</p> <p>[参考資料 議会基本条例]</p>	<p>議会は、産業振興の指針の推進に向けて、協力しなければならない。 議会は、産業振興指針の推進に関する次に掲げる事項について、市長の責務の履行を確認し、助言を与えなければならない。</p> <p>(1) 市長が行わなければならない施策と事業 (2) 産業振興指針の推進に当たって必要な組織の編成と財政上の措置</p>	

(地域産業振興会議→地域産業振興協議会→産業自治振興協議会) 新城市地域産業総合振興条例案

経過 (5/13→7/17)	試案 (7/22)	最終案
<p>(5/13) 市長は、ビジョンの策定と推進に当たり、市民、事業者及び産学金官の意見を反映するため、地域産業振興会議(以下「会議」といいます。)を設置します。 会議は、次に掲げる事項について協議します。 (1) ビジョンの策定と進捗状況の管理 (2) 成果の評価とビジョンの見直し (3) その他ビジョンの推進に関して必要な事項 前各項に定めるもののほか、会議の組織と運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p> <p style="text-align: center;">⇓</p> <p>(7/8)グループ討議(なし)</p> <p style="text-align: center;">⇓</p> <p>(7/17) 市長は、ビジョンの策定と推進に当たり、市民、事業者及び産学金官と連携し、新城市地域産業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 地域産業の総合振興指針の策定 (2) 成果の評価とビジョンの見直し (3) その他ビジョンの推進に関して必要な事項 前各項に定めるもののほか、協議会の組織と運営に関し必要な事項は、別に定める。 <策定ポイント> 「協議会の主体性」の表現は、主体として策定するのか。 協議会の組織について、条文中で規定するか。 規定する場合の構成をどう規定するか。</p> <p>市の政策推進については、新城市地域産業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置し、市民、事業者及び産学金官と連携して地域産業の総合振興指針の策定を行うものとする。 協議会の組織と運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>地域産業の振興を内発的・総合的・持続的にきめ細やかな支援を図るために新城市産業自治振興協議会(以下、協議会と略す)を設置し、市民、事業者、産学金官が協働して地域産業振興指針の策定と運用を適切に行っていくものとする。 協議会の組織と運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">最終案</p>